

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所 ふたば 運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人瀬戸内福祉事業会が設置経営する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所 ふたば（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく日中サービス支援型指定共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関することを定め、支給決定を受けた利用者に対し、適正な日中サービス支援型指定共同生活援助（以下「グループホームサービス」という。）を提供することを目的とする。
- 2 事業所が併設して運営する短期入所は、法の理念に基づき、事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境、緊急性に応じて一時的に必要な保護を適切に行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、常時の介護を必要とする利用者が日常生活を営むことができるよう、常時の支援体制を確保し、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。同時に、地域において家庭的な環境の下で、日中活動を提供し利用者の加齢や身体的事情等を加味した社会生活を営むことが出来るよう、地域住民との交流等も通じつつ行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、自ら提供するグループホームサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、前4項のほか、関係法令等を遵守する。
- 6 倉敷市の地域支援拠点等として位置づけられていることを踏まえ、短期入所事業の提供により、広く地域の障がい児者の支援に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 主たる事業所の名称：ふたば
- 2 主たる事業所の所在地：岡山県倉敷市連島町鶴新田 5 3 0 - 2
- 3 共同生活住居の名称及び所在地
ふたば：岡山県倉敷市連島町鶴新田 5 3 0 - 2
- 4 併設する短期入所事業所の名称及び所在地並びに利用定員
ふたば短期入所：岡山県倉敷市連島町鶴新田 5 3 0 - 2 利用定員 2 人

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、障がい特性や利用者の生活実態に応じ、個別支援計画の作成・評価及び支援を行うとともに、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。

3 世話人 常勤換算法で利用者の数を5で除して得た数以上

世話人は、利用者に対する食事の提供、日常生活上の支援および日中活動の支援、相談を行う。

4 生活支援員 指定基準や報酬算定上の配置基準以上

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

5 夜間配置職員 1名以上

夜間配置職員は、夜間及び深夜の時間帯を通じて、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

(主たる対象者)

第5条 事業所の主たる対象者は、以下のとおりとする。

知的障がい者

(入居定員)

第6条 事業所の入居定員は、10人とする。

2 併設する短期入所の定員は、2人とする。

3 事業所の定員及び各共同生活住居の入居定員並びに居室の定員を遵守する。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、定員を超えて利用者を受け入れることができるものとする。

(グループホームサービス等の内容)

第7条 常時1人以上の従業者を配置し、利用者に対し、共同生活を営む住居において日常生活における相談支援、入浴、排せつ又は食事の介護を行うとともに、利用者の意向に基づく社会生活上必要な支援、日中活動の支援、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整、利用者及びその家族、後見人等（以下「利用者等」という）が行うことが困難な場合の行政機関に対する手続き等を行うものとする。具体的な内容は次のとおりとする。

(1) 利用者等への相談、必要な助言その他の援助。

(2) 茶華道や書道、ちぎり絵等を日中活動の趣味的活動として提供。

(3) 散策やストレッチを始めとした健康活動の提供を日中活動として実施。

(4) 公共施設の利用やショッピングモールでの買い物等への外出の実施。

(5) 入浴、排泄並びに食事（地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応

じた食事を提供するよう努める）等の介護の提供。

- (6) 利用者の健康・衛生管理、それに付随する通院の実施。
- (7) 他事業所等との連携及び調整。
- (8) 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等。（利用者等が困難な場合）
- (9) 家族・後見人等との連携。
- (10) 夜間配置職員は、夜間勤務形態において必要な支援を行う。
- (11) 短期入所利用においては、その利用形態に応じ、前項までと同様の支援を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 グループホームサービス等を提供したときは、利用者から当該グループホームサービス等に関わる利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を伴わないグループホームサービス等を提供した際は、利用者から法の規定に基づき算定された訓練等給付費の9割の額の支払いを受けるものとする。

3 下表に定める費用については、実費を翌月に請求し、領収するものとする。

種 類	金 額
家 賃	35,000円／月 (補足給付10,000円を除いた額)
光熱水費	15,000円／月
食材料費	1食当たり朝110円 昼210円 夕330円
日用品費(共同)	1,000円／月

4 前項の費用の額に関わるグループホームサービス等の提供に当たっては、あらかじめ利用者等に対し、グループホームサービス等の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

5 第2項に規定する額の支払いを受けたときは、当該費用に関わる領収書は当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

6 第3項に規定する額を徴収・精算したときには、現に要した費用に関わる証拠書類に基づき利用者等に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収書を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

7 利用者の生活上の便宜のため、『瀬戸内学園利用者金銭・書類管理規程』を定め、サービス料金等の金銭支払の利便化を図る。

(損害賠償)

第9条 利用者に対する事業者のサービス提供により、事業者の責任と認められる事故が発生した場合は、速やかに損害賠償に応じる。

2 利用者が故意又は過失により事業に損害を与えた場合は、利用者等と事業者が協議して決定する。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者が同一の月にグループホームサービス等の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、利用者負担額等合計額を算定しなければならない。この

場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額又は高額障がい福祉サービス費算定基準額を超えるときは、事業者は、当該指定障がい福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等に通知しなければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 1 1 条 サービスを利用するに当たって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 1 2 条 現にグループホームサービス等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は利用者の主治医へ連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関又は利用者の主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の他、その必要が生じた場合は速やかに家族、後見人等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 1 3 条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練・救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情への対応等)

第 1 4 条 提供したグループホームサービス等に関する利用者等からの苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、速やかに事実関係を調査し、その処置については速やかに利用者等に報告するものとする。

- 2 提供したグループホームサービス等に関し、法により市町村が、また、法の規定により県知事又は市町村長が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、又は当該職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に対して市町村又は県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(支援体制の確保)

第15条 利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障がい福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、障害者虐待防止法を遵守し次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合の自治体への速やかな通報及び自治体が行う調査への協力

(事業の実施状況の報告等)

第17条 事業所は、事業の実施状況について、定期的に倉敷市自立支援協議会に報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くものとする。

2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等の記録を整備するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 従業者の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

- (1) 新任研修 職員としての基本的な職務や支援技術について学ぶ。
 - (2) 1年研修 他施設の見学や上司と職務遂行上の総括をする。
 - (3) 1年以上研修 全職員個人毎に1年間の研修計画を立て自己研修をする。
 - (4) 全体研修 外部の講師を招いての研修や関係団体の研修に積極的に参加する。
 - (5) 職員研修 職務の必要により、他施設の視察、各種研修会に参加する。
- 2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、法の規定する指定障がい福祉サービス事業者に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。
- 5 職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を、当該グループホームサービスを提供した日から5年間保存する。
- 6 利用者に対するグループホームサービス等の提供に関する記録を整備し、当該グループホームサービス等を提供した日から5年間保存する。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人瀬戸内福祉事業会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 元年 5 月 1 日から施行する。
令和 2 年 6 月 1 日 一部改正